

平成27年度 第2回柿崎区地域協議会
(地域活動支援事業プレゼンテーション) 次第

日 時：平成27年5月16日(土) 午後1時30分

会 場：柿崎地区公民館 3階 集会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 地域活動支援事業プレゼンテーション

4 閉 会

○発表の順番

発表順	事業名	発表開始時刻 (目安の時刻です)
1	親子教養講座事業	13:35 ~ 13:45
2	ドーム周辺花いっぱい事業	13:45 ~ 13:55
3	黒川・黒岩ふれあい事業	13:55 ~ 14:05
4	かきざき湖八重桜広場(愛称)の八重桜の植樹 及び八重桜広場看板設置事業	14:05 ~ 14:15
5	体験交流宿泊施設の整備事業	14:15 ~ 14:25
6	柿崎まちづくりカレンダー作製事業	14:35 ~ 14:45
7	景家くん・花ちゃんマスコット人形作製事業	14:45 ~ 14:55
8	柿崎夕日フェスティバル事業	14:55 ~ 15:05
9	かきざきデザイン・コンシェルジュ事業	15:05 ~ 15:15

平成 27 年度 地域活動支援事業に係る採点票

1. 採点対象

事業番号		事業名	
提案者名			

2. 採点内容

(1) 基本審査・・・別紙1

基本審査内容	左記基準との適合性
・地域活動支援事業の目的と合致しているか	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない
適合しない理由	

(2) 地域自治区の採択方針・・・別紙2

当区の「優先採択方針」	左記方針との適合性
1 優先して採択する事業 (1) 地域の歴史、文化や伝統の保存、活用に資するもの (2) 子どもたちの健全育成に資するもの (3) スポーツや体力づくりをとおして住民の健康増進に資するもの (4) 特産品の開発等により地域産業の活性化に資するもの (5) 観光資源の活用により知名度向上や交流人口の増加に資するもの (6) まちづくりを担う人材育成に資するもの (7) 地域の環境美化に資するもの (8) 姉妹都市を含む他の地域との交流・連携を推進するもの (9) 安全・安心な地域づくりに資するもの	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない

(3) 共通審査基準・・・別紙3

審査項目	審査基準	当区の配点	採点欄
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	5	
②必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか	5	
③実現性	・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか	5	
④参加性	・提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか	5	
⑤発展性	・新たな取組の視点はあるか ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか ・助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか	5	
合計		25	

* 採点は整数で行ってください。

(4) その他特記事項

(記載欄)

1 基本審査について

- ・ この「地域活動支援事業」は、地域における課題の解決や活力の向上を図るため、市民の発意に基づく取組を支援するものです。

[対象事業]

- ・ 地域活動支援事業で対象とする事業は、上越市地域活動支援事業実施要綱（以下、「実施要綱」という）第1条及び第3条に規定のとおりです。

上越市地域活動支援事業実施要綱（抄）

第1条 この要綱は、身近な地域における課題の解決を図り、及びそれぞれの地域の活力を向上するため、市民の発意により実施する上越市地域活動支援事業（以下「地域活動支援事業」という。）の実施及び地域活動支援事業を実施する団体等に対し予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第3条 地域活動支援事業の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、公益性を有する事業のうち市の歳出予算を通じて実施する事業で、かつ、第1条の趣旨に即したのものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、対象事業としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反すると認められる事業
- (3) 市が市の全域において実施する金銭又は物品の給付又は貸付けその他のサービスの提供に係る事業
- (4) 市の管理している施設の整備又は修繕に係る事業
- (5) 国若しくは県の補助金又は市の地域活動支援事業費補助金以外の補助金の交付を受けることを予定する事業
- (6) 市が実施すべきと認められる施設の建設及び開発に関する事業の計画の策定等当該事業の実施の推進を目的とする事業

2 地域自治区の採択方針について

柿崎区における地域活動支援事業採択方針

(優先して採択する事業)

第1条 柿崎区の地域資源を生かし活力ある魅力的なまちづくりを推進するため、団体等の自主的、主体的な取組のうち、次に掲げるものを優先的に採択する。

- (1) 地域の歴史、文化や伝統の保存、活用に資するもの
- (2) 子どもたちの健全育成に資するもの
- (3) スポーツや体力づくりをとおして住民の健康増進に資するもの
- (4) 特産品の開発等により地域産業の活性化に資するもの
- (5) 観光資源の活用により知名度向上や交流人口の増加に資するもの
- (6) まちづくりを担う人材育成に資するもの
- (7) 地域の環境美化に資するもの
- (8) 姉妹都市を含む他の地域との交流・連携を推進するもの
- (9) 安全・安心な地域づくりに資するもの

(事業の採択等)

第2条 事業は、優先して採択する事業のうち共通審査基準の評点の高いものから順に採択する。なお、地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、その他の事業について同様に採択することができる。

- 2 共通審査基準の評点が、柿崎区地域協議会が別に定める基準に満たない事業は、採択しないことができる。
- 3 共通審査基準の加点は、行わない。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、補助対象経費に次の各号に掲げる率を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、100万円を限度とする。

- (1) 従前の補助採択の回数(事業の主たる部分が類似する事業も含む。以下同じ。)が1のもの 10分の9
- (2) 従前の補助採択の回数が2以上のもの 10分の8
- (3) 前2号以外のもの 10分の10

- 2 地域協議会が必要と認めるときは、補助金の額を減額することができる。

3 共通審査基準について

- ・「共通審査基準」は、全 28 地域自治区（全市）で共通の視点に立ち、提案された事業を審査する上で必要最小限の基準となります。

《共通審査基準の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな取組の視点はあるか ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか

- ・なお、審査の視点について、必ず点数をつけるということではありません。あくまでも例として掲げたものです。

《共通審査基準に係る配点の目安など》

審査項目	配点の基準	配点の考え方
① 公益性	5 点	①配点の目安 5点…優れている 4点…やや優れている 3点…普通 2点…やや劣っている 1点…劣っている 0点…評価に値しない
② 必要性	5 点	
③ 実現性	5 点	
④ 参加性	5 点	②加点の範囲 加点については、地域の実情に応じて、項目ごとに原則2倍まで可能とする。
⑤ 発展性	5 点	

柿崎区地域協議会が採択事業の審査に当たり定める事項

(委員の除斥)

第1 地域協議会委員は、自己若しくは自己が役員（会長、副会長）を務める団体が提案した事業については、その審査に参加することができない。ただし、地域協議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(事業の採択基準)

第2 採択方針第2条第2項に規定する柿崎区地域協議会が別に定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 共通審査基準の評点が、15点以上であること。
- (2) 共通審査基準の各項目の評価が、それぞれ3点以上であること。

(共通審査基準の評価等)

第3 事業の内容が、従前の事業と同様の内容であるもの又は財源の振替や確保を図るものとみなされる場合は、共通審査基準の発展性の評価を3点以上とすることができない。

(プレゼンテーションの実施)

第4 提案者全員に提案内容のプレゼンテーションを求めるものとする。

- (1) 1事業当たりの持ち時間は10分以内とし、説明時間を6分以内とする。

(審査方法)

第5 審査は、提案者によるプレゼンテーション、地域協議会委員による意見交換、委員個人による審査及び全体審査とする。

(成果報告)

第6 年度末までに事業実施者から事業の成果報告を求めるものとする。